

学校法人 大原学園

大原医療秘書福祉保育専門学校 学則

令和 6 年 4 月 1 日施行

大原医療秘書福祉保育専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、医療秘書および歯科助手ならびに福祉の分野に関する教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、大原医療秘書福祉保育専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を、東京都千代田区西神田二丁目4番地10に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2. 前項の点検および評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程および学科、修業年限、定員、休業日等

(課程・学科・修業年限・定員・学級数)

第5条 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員、学級数は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼間部	商業実務 専門課程	医療事務学科	1 年	4 0 名	4 0 名	1 学級	
	教育社会福 祉専門課程	こども保育学科	2 年	4 0 名	8 0 名	2 学級	
	昼間部計			8 0 名	1 2 0 名	3 学級	
夜間部	教育社会福 祉専門課程	社会福祉学科	1 年	<u>3 0 名</u>	<u>3 0 名</u>	1 学級	
	夜間部計			<u>3 0 名</u>	<u>3 0 名</u>	1 学級	
総 計				<u>1 1 0 名</u>	<u>1 5 0 名</u>	4 学級	

(学年・学期の終始期)

第6条 本校の学年の終始期は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	始 期	終 期
商 業 実 務 専 門 課 程	医 療 事 務 学 科	1 年	4 月 1 日	入学した年の翌年 3 月 3 1 日
教育社会福 祉専門課程	こ ども 保 育 学 科	2 年	4 月 1 日	入学した年の翌々年 3 月 3 1 日
	社 会 福 祉 学 科	1 年	4 月 1 日	入学した年の翌年 3 月 3 1 日

2. 本校の学期は、各学期に分けて次のとおりとする。

(1) 前 期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

(2) 後 期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

3. 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができるものとする。

(在学年数)

第7条 学生は第5条に規定する各学科の修業年限の2倍を超えて在籍することができない。

(休 業 日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏期休業

(4) 冬期休業

(5) 春期休業

2. 第1項第3号から第5号に規定する休業期間は、校長が別に定める。

3. 校長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。

4. 校長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業（実習を含む）を行う日とすることができる。

第3章 教育課程、授業時間および教職員組織

(教育課程・授業時間)

第9条 本校の教育課程および授業時間は年間800時間以上とし、教育課程および授業時間数は別表のとおりとする。

(始業および終業)

第10条 本校の始業および終業の時刻は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	始 業 時 刻	終 業 時 刻
商 業 実 務 専 門 課 程	医 療 事 務 学 科	9 時 3 0 分	1 5 時 3 0 分
教 育 社 会 福 祉 専 門 課 程	こ だ も 保 育 学 科	9 時 3 0 分	1 7 時 0 0 分
	社 会 福 祉 学 科	1 8 時 3 0 分	2 1 時 4 0 分

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1 名
 - (2) 教 員 9 名以上
 - (3) 事務職員 1 名以上
 - (4) 学 校 医 1 名
2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、復学等

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者
 - (9) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者
2. 前項の規定に関わらず社会福祉学科への入学資格は次のとおりとする。
- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずる者として社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の3第3項各号に規定する者

- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずる者として社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の3第6項各号に規定する者であって、指定施設において1年以上の相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずる者として社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の3第9項各号に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

（入学時期）

第13条 本校の入学時期は、第6条に示す学年の始めとする。

（入学手続・許可）

第14条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類及び第34条に規定する検定料を添えて出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して書類考査または必要に応じて試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、所定の日までに第34条に定める入学金を添えて入学手続をとらなければならない。

（転科・転学）

- 第15条 学生が他の学科等への転科を希望する場合には、校長に願い出て許可を得なければならない。
- 2. 学生が他の学校等への転学を希望する場合には、校長に願い出て許可を得なければならない。
 - 3. 転科、転学の時期については、校長の許可するところによりこれを認める。
 - 4. 他の学科等に転科した者の履修時間、履修単位については、元の学科の全部または一部を校長の許可するところにより引き継ぐことができる。

（再入学・編入学）

- 第16条 次の各号の一に該当する者で、本校に入学を希望する者があるときは、選考の上、校長は相当年次に入学を許可することが出来る。
- (1) 専門学校を卒業し、又は退学した者で編入学を希望した者
 - (2) 第32条の規定により、本校の一学科を退学した者で、本校に再入学を希望した者
2. 編入学又は再入学した者の在学年数及び単位数については、元の学校の在学年数単位数の全部又は一部を校長の許可するところにより算入することができる。

(休学・復学)

第17条 疾病、その他やむを得ない理由によって15日以上修学することが出来ない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2. 休学の期間は1年以内とする。

3. 前1項の者は休学の理由が消滅した場合は、校長に届け出て、許可を得て復学することができる。

第5章 授業の履修、単位、試験、学業成績および卒業等

(授 業)

第18条 授業は、講義・演習・実習・実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2. 複数の課程、学科、クラスで合同授業科目または同一内容の授業を行う場合、授業等に支障を来たさない限り、合同授業または合併授業を行うことがある。

ただし、社会福祉学科の実習演習科目に係る合併授業は行わない。

3. 授業科目の履修において、第25条の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、別表で定める学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。

(単 位)

第19条 授業科目の単位数は、以下のとおりとする。

(1) 講義及び演習にあつては15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実習・実技にあつては30時間から45時間をもって1単位とする。

(試 験)

第20条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。

2. 本校において必要と認めた場合に限り、追試験または再試験等を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

(学業成績)

第21条 学業成績判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。

2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準により GP (Grade-Point) を与える。

(単位の授与)

第22条 各科目の成績で、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

2. こども保育学科および社会福祉学科の履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。

(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者および保育実習またはソーシャルワーク実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。

(2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者

(3) 保育実習またはソーシャルワーク実習については、実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者

(他の大学・専修学校等における授業科目の履修等)

第23条 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学・専修学校等における授業科目の履修を本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

(既修得単位等の認定)

第24条 本学入学以前に、大学又は短期大学、介護福祉士養成施設等を卒業したものについては、各大学、養成施設等において修得した単位又は履修科目について、教育上有益と認められるときは、校長の許可のもと、本学において修得した単位又は履修科目として認定することができる。

2. その他、既修得単位等の認定に関する規則については別に定める。

(修了・卒業の認定)

第25条 第21条に定める授業科目の成績評価に基づいて、卒業審査により課程修了の認定を行う。

2. 校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(1) 医療事務学科は、 930時間(31単位)

(2) こども保育学科は、 1, 710時間(72単位)

(3) 社会福祉学科は、 1, 200時間(38単位)

(進級の要件)

第26条 進級の認定は、各学科の各学年において定める授業時間の履修および単位の修得を行い、かつ、出席状況等学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。

(資格の取得)

第27条 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得するとともに、本学の定める科目を合計1,710時間(72単位)以上修得しなければならない。

(称号の授与)

第28条 前25条の規定により下記学科を卒業した者には、専門士の称号を授与する。

(1) こども保育学科(教育社会福祉専門課程)

(注意文書)

第29条 欠席、遅刻、早退(以下、欠席等)が多く授業履修に支障をきたす恐れがある者に対しては注意文書を以て指導を行う。

2. 注意文書による指導はその欠席等の日数により、段階的に訓告、戒告とする。

第6章 ほう賞、懲戒および退学

(ほう賞)

第30条 成績優秀な学生に対しては、校長はこれをほう賞することがある。

(懲 戒)

第31条 学生が本校の規則、命令に背きもしくは本校の秩序を乱し、または学生としての本分に反する行為があった場合には、懲戒処分を行うことがある。

2. 懲戒は訓告、戒告、停学および退学とする。

3. 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。

(退 学)

第32条 自主退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第33条 次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。

- (1) 第7条に規定する在籍期間を超えた者
- (2) 第17条2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 学費の納付を怠り、督促を受けてなおこれを納入しない者
- (4) 退学願の返送がない者

第7章 入学金、授業料、特待生、その他

(納 付 金)

第34条 本校の入学金、授業料等は、別表のとおりとする。

- 2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。
- 3. 納付済の授業料その他の納付金は、原則としてこれを返還しない。
ただし、入学手続完了から入学年の始期の前日までに、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続により納入金額から入学金を除いた額を返還する。

(特 待 生)

第35条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、品行方正にして本校生の模範となると判断される者、または本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範と判断される者に対しては、校長はその一定期間における学費の全額またはその一部を免除することがある。

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回実施する。

第8章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第37条 本校の教育を広く社会に開放し、その教育を受けることを希望するものに、勉学の機会として附帯教育を開設することがある。なお、附帯教育は別表のとおりとする。

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第38条 短期大学、大学等の他の高等教育機関との協議により、当該大学等の学生が本校において授業科目の一部を履修する場合、科目履修生として受け入れ、履修を認めることができる。

2. 科目履修生の単位授与等については、別途校長が定めるものとする。

第10章 雑 則

(施行細則)

第39条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

専門士称号付与に関する学則は、平成16年 2月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年 4月 1日から適用する。

附 則

この学則は、平成２５年 ４月 １日から適用する。

なお、平成２５年度の本校の課程、学科及び修業年限ならびに定員は、次の通りである。

昼 夜 別	課 程 名	学 科 名	修 業 年 限	入学定員	総 定 員	学級数	備 考
昼間部	商業実務 専門課程	医療秘書学科	2 年	4 0 名	8 0 名	2 学級	
		医療事務学科	1 年	4 0 名	4 0 名	1 学級	
		計		8 0 名	1 2 0 名	3 学級	
	教育社会福 祉専門課程	こども保育学科	2 年	8 0 名	8 0 名	2 学級	1 年 生 のみ在籍
		福 祉 学 科	2 年	4 0 名	4 0 名	1 学級	2 年 生 のみ在籍
		介護福祉学科	2 年	4 0 名	8 0 名	2 学級	
		計		1 6 0 名	2 0 0 名	5 学級	
	昼間部計			2 4 0 名	3 2 0 名	8 学級	
夜間部	教育社会福 祉専門課程	社会福祉学科	2 年	4 0 名	8 0 名	2 学級	
	夜間部計			4 0 名	8 0 名	2 学級	
総 計				2 8 0 名	4 0 0 名	10 学級	

なお、福祉学科２年制は、本校に在学し、授業時間数２，０００時間以上履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。

附 則

この学則は、平成２５年 ４月 １日から適用する。

なお、平成２５年度の本校の課程、学科及び修業年限ならびに定員は、次の通りである。

なお、福祉学科２年制は、本校に在学し、授業時間数２，０００時間以上履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。

また、社会福祉学科２年制については、下記の通りとする。

- (１) 本校に在学し、授業時間数１，２００時間以上履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。
- (２) 社会福祉学科２年制においては、４年を超えて在学することができない。
ただし、特別の事情により、当該年数を超える在学を許可することがある。

附 則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第２０条の規定については平成２５年１月２９日から適用し、第９条別表 介護福祉学科(２年次)の教育課程及び授業時間並びに第１９条の介護福祉学科の授業時間数の規定については、平成２６年４月１日から施行する。

なお、介護福祉学科の平成２５年度入学生(２年次)に係る第９条別表の教育課程及び授業時間については、「医療的ケア」７８時間を除く９４６時間とし、第１９条の授業時間数は、１９６６時間とする。

附 則

この学則は、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則（平成26年3月24日受理）

この学則は、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則（平成26年8月5日受理）

1. この学則は、平成27年 4月 1日から適用する。
2. 第9条に定める「教育課程および授業時数」については、附則第1項の規定に関わらず、平成26年度生については旧学則（平成26年度）第9条別表に記載する通りとする。

附 則（平成27年4月14日受理）

1. この学則は、平成27年 4月 1日から適用する。

附 則（平成28年3月1日受理）

1. この学則は、平成28年 4月 1日から適用する。
2. 第28条別表①に定める「社会福祉士養成通信課程の修業期間」については、平成29年4月1日から適用し、施行する。
ただし、平成28年度生以前の受講生については、旧学則（平成27年度）第28条別表①に記載する通りとする。

附 則（平成28年10月31日受理）

1. この学則は、平成29年 4月 1日から適用する。
なお、平成28年度生の本校の課程、学科及び修業年限ならびに定員は、旧学則（平成28年4月1日施行）第5条の通りとする。

附 則（平成29年2月28日受理）

1. この学則は、平成30年 4月 1日から適用する。
2. 第9条に定める「教育課程および授業時数」については、附則第1項の規定に関わらず、平成29年度生については旧学則（平成29年度）第9条別表および第19条に記載する通りとする。

附 則（平成29年9月4日受理）

1. この学則は、平成30年 4月 1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日受理）

1. この学則は、平成31年 4月 1日から適用する。
2. 第9条に定める「教育課程および授業時数」については、附則第1項の規定に関わらず、平成30年度生については旧学則（平成30年度）第9条別表および第19条に記載する通りとする。

附 則（令和2年3月24日受理）

1. この学則は、令和2年 4月 1日から適用する。
なお、平成31年度生については、旧学則に準ずることとする。

附 則（令和3年3月12日受理）

1. この学則は、令和3年 4月 1日から適用する。
なお、令和2年度生については、旧学則に準ずることとする。

附 則（令和5年3月22日受理）

1. この学則は、令和6年 4月 1日から適用する。
なお、令和5年度生については、旧学則に準ずることとする。
2. 【第9条 別表】の医療事務学科、こども保育学科については、前項に関係なく令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月8日受理）

1. この学則は、令和6年 4月 1日から適用する。
なお、令和5年度生については、旧学則に準ずることとする。

社会福祉学科 社会福祉士（夜間1年制）コース

授業科目	必選の別	単位数	年間授業時間数	週間授業時間数
医学概論	必	1	30	1
心理学と心理的支援	必	1	30	1
社会学と社会システム	必	1	30	1
社会福祉の原理と政策	必	2	60	1
社会福祉調査の基礎	必	1	30	1
ソーシャルワークの基盤と専門職	必	1	30	1
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	必	1	30	1
ソーシャルワークの理論と方法	必	2	60	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	必	2	60	2
地域福祉と包括的支援体制	必	2	60	1
福祉サービスの組織と経営	必	1	30	1
社会保障	必	2	60	1
高齢者福祉	必	1	30	1
障害者福祉	必	1	30	1
児童・家庭福祉	必	1	30	1
貧困に対する支援	必	1	30	1
保健医療と福祉	必	1	30	1
権利擁護を支える法制度	必	1	30	1
刑事司法と福祉	必	1	30	1
ソーシャルワーク演習	必	1	30	1
ソーシャルワーク演習（専門）	必	4	120	3
ソーシャルワーク実習指導	必	3	90	2
ソーシャルワーク実習	必	6	240	4
社会福祉総合演習	選	1	20	1
合計		38単位 以上	1200時間以上	32

・ 必は必修科目を表す

・ 選は選択科目を表す

・ 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、「ソーシャルワーク実習指導」及び「ソーシャルワーク実習」の履修を免除することができる。

・ 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、「ソーシャルワーク実習」のうち60時間を免除することができる。

【第34条 別表】

商業実務専門課程

昼間部	入学金	授業料	教材費	維持費	実習・演習費	合計
医療事務学科	200,000	1,360,000	160,000	240,000	400,000	2,360,000

教育社会福祉専門課程

昼間部	入学金	授業料	教材費	維持費	実習・演習費	合計
こども保育学科	200,000	1,360,000	160,000	240,000	400,000	2,360,000
夜間部	入学金	授業料	教材費	維持費	実習・演習費	合計
社会福祉学科	100,000	680,000	100,000	120,000	158,000	1,158,000

なお、入学検定料はすべての学科において20,000円とする。

【第37条 別表①】

附 帯 教 育 一 覧 表

科 目	修業期間	定 員	授 業 時 間
介護職員初任者研修科	6ヶ月	40名	通信
医 療 事 務 科	6ヶ月	40名	昼間の部：週1日授業：10:00～16:00
		40名	夜間の部：週2日授業：18:30～21:30
保 育 科	4ヶ月	2,000名	通信
介 護 福 祉 士 筆 記 試 験 対 策	6ヶ月	40名	昼間の部：週1日授業：10:00～16:30
			夜間の部：週2日授業：19:00～21:40
社 会 福 祉 士 受 験 対 策	6ヶ月	40名	昼間の部：週1日授業：10:00～17:00
社 会 福 祉 士 養 成 通 信 課 程	18ヶ月	200名	通信
介 護 福 祉 士 実 務 者 養 成 通 信 課 程	6ヶ月	256名	通信
ケアマネジャー受験対策	4ヶ月	40名	昼間の部：週1日授業：10:00～17:00

※保育科の通信地域は、全国とする。

※社会福祉士養成通信課程の通信地域は、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県とする。

※介護福祉士実務者養成通信課程の通信地域は、全国とする。

※保育科に関する規程は別に定める。

※社会福祉士養成通信課程に関する規程は別に定める。

※介護福祉士実務者養成通信課程に関する規程は別に定める。

【第37条 別表②】

職 業 訓 練 一 覧 表

委託訓練の種類
①東京都からの委託を受けて行う職業訓練
②厚生労働省からの委託を受けて行う職業訓練
③厚生労働省からの委託を受けて行う就職支援事業